

平成18年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成18年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-------------|---------------------------|-----|------|-----|--------|
| (1) 用水供給先 | 成田市 | 佐倉市 | 四街道市 | 八街市 | 印西市 |
| | 白井市 | 富里市 | 酒々井町 | 印旛村 | 長門川(企) |
| (2) 年間総給水量 | 18,435,500 m ³ | | | | |
| (3) 1日平均給水量 | 50,508 m ³ | | | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		3,945,491 千円
第 1 項 営業収益		3,845,318 千円
第 2 項 営業外収益		100,173 千円
	支	出
第 1 款 事業費用		3,622,983 千円
第 1 項 営業費用		3,155,139 千円
第 2 項 営業外費用		457,844 千円
第 3 項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 911,741 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,714 千円及び過年度分損益勘定留保資金 876,027 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		749,967 千円
第 1 項 企業債		313,700 千円
第 2 項 国庫補助金		120,428 千円
第 3 項 出資金		304,839 千円
第 4 項 負担金		11,000 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		1,661,708 千円
第 1 項 新設工事費		665,379 千円
第 2 項 建設改良費		220,208 千円
第 3 項 企業債償還金		503,444 千円
第 4 項 年賦償還金		258,242 千円
第 5 項 国庫補助金返還金		4,435 千円
第 6 項 予備費		10,000 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 313,700	証書借入	年 4.5 % 以内	財政融資資金及び公営 企業金融公庫資金につ いては、その融資条件 による。その他の資金 については、融資先と 協議して定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 204,667 千円
- (2) 交際費 70 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、108,733 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、319 千円と定める。

平成 1 8 年 2 月 1 4 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡 貫 博 孝